

○農林水産省令第四十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号)

第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十年八月二十一日

農林水産大臣 佐藤 守良

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の四の項の地域の欄中「シリア」の下に「レバノン」を、「以下同じ。」の下に「コロンビア」を、「ベル」の下に「ボリビア」を加え、同項の植物の欄中「並びにカナダ」を、「カナダ」に、「を除く」を「並びにニュー・ジブランド」から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるドーン種のさくらんぼであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く」に改める。

附 則

この省令は、昭和六十年九月一日から施行する。